

令和5年度 第2回
静岡県私立学校審議会
議案

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課

令和5年度 第2回 静岡県私立学校審議会 議案目次

(認可事項)

第1号議案	静岡学園なごみ高等学校の設置認可について	1
第2号議案	沼津中央高等学校の通信制課程の設置認可について	3
第3号議案	飛龍高等学校の通信制課程の設置認可について	5
第4号議案	浜松学芸高等学校の探究創造科の設置認可について	7
第5号議案	浜松聖星高等学校の収容定員に係る学則変更認可について	9
第6号議案	高洲幼稚園の廃止認可について	11
第7号議案	榛原ふたば幼稚園の廃止認可について	12
第8号議案	学校法人昭英学園の解散認可について	13
第9号議案	専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー静岡校の設置認可について	14
第10号議案	静岡デザイン専門学校の目的変更認可について	17
第11号議案	静岡新美容専門学校の廃止認可について	20
第12号議案	国際マネジメント&ケア専門学校の廃止認可について	21
第13号議案	学校法人エヌ・アイ・エス学園の解散認可について	22

(協議事項)

協議事項1	私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について	23
協議事項2	私立専修学校設置認可等審査基準の一部改正について	32
協議事項3	私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について	34
協議事項4	外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する 準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正について	35
協議事項5	日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について	37
協議事項6	静岡県私立学校審議会運営規程の一部改正について	38

第1号議案 静岡学園なごみ高等学校の設置認可について

1 名 称	静岡学園なごみ高等学校																																																																																																																																
2 位 置	静岡市駿河区八幡一丁目1番1号																																																																																																																																
3 設 置 者	静岡市駿河区聖一色ママ下400番地 学校法人第三静岡学園（理事長 牧野 秀則）																																																																																																																																
4 目 的	近年における不登校の中学生や高校生が増加している状況を受け、不登校の生徒の就学の機会、大学の進学の手続きの機会を与えるため、高等学校（通信制課程）を設置																																																																																																																																
5 開設の時期	令和6年4月1日																																																																																																																																
6 編 成 等	区分						収容定員																																																																																																																										
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						240人																																																																																																																										
	＜令和6年度から令和8年度までの定員＞																																																																																																																																
	年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度																																																																																																																											
定員	160人		200人		240人																																																																																																																												
7 職 員 組 織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="3">令和6年度</th> <th colspan="3">令和7年度</th> <th colspan="3">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副 校 長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講 師</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>養護職員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 務 員</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>校 医 等</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>										職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長	1			1			1			副 校 長	1			1			1			教 諭	6			6			6			講 師	2		8	2		8	2		8	養護職員	1			1			1			事 務 長	1			1			1			事務職員	2	1		2	1		2	1		用 務 員			1			1			1	校 医 等			3			3			3	計	14	1	12	14	1	12	14	1	12
	職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度																																																																																																																									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																							
	校 長	1			1			1																																																																																																																									
	副 校 長	1			1			1																																																																																																																									
	教 諭	6			6			6																																																																																																																									
	講 師	2		8	2		8	2		8																																																																																																																							
	養護職員	1			1			1																																																																																																																									
	事 務 長	1			1			1																																																																																																																									
	事務職員	2	1		2	1		2	1																																																																																																																								
	用 務 員			1			1			1																																																																																																																							
	校 医 等			3			3			3																																																																																																																							
	計	14	1	12	14	1	12	14	1	12																																																																																																																							
◆基準：高等学校通信教育規程（第5～6条）																																																																																																																																	
私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第5条）																																																																																																																																	
項目		要件																																																																																																																															
教諭等		収容定員240人以下：9人以上 （5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可）																																																																																																																															
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員		1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																															
事務職員		収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）																																																																																																																															

8 施設等の状況	施設名			面積等		備考
	校地			2,483.17 m ²		自己所有
	校舎			761.76 m ²		
	屋外運動場 ※			1,516.05 m ²		
	その他			205.36 m ²		
	校舎等			3,459.48 m ²		自己所有
	校舎			3,050.72 m ²		
	普通教室			5 室	475.73 m ²	
	特別教室			9 室	517.62 m ²	
	校長室			1 室	41.82 m ²	
職員室			1 室	50.14 m ²		
事務室			1 室	88.01 m ²		
図書室			2 室	132.09 m ²		
保健室			1 室	27.14 m ²		
その他				1,718.17 m ²		
屋内運動場 ※				408.76 m ²	4 箇所	
※運動場1,924.81m ²						
◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条、第9条）						
項目		要件				
校地、校舎 その他の施設 及び設備		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、負担付き又は借用であってはならない ・ただし、校地は、教育上支障がなく、かつ、20年以上の賃借権を取得し、これを登記する等将来にわたり安定的に使用できる場合は、この限りではない 				
校舎		(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること (2) 普通教室の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・同時に面接指導を受ける生徒数 40人×1.5m²+5m²=65m²以上 (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上 (4) 独立校の校舎面積 1,200m ² 以上				
屋内運動場		(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上 （屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）				

第2号議案 沼津中央高等学校の通信制課程の設置認可について

1 名 称	沼津中央高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																																																																																																																																
2 位 置	沼津市杉崎町11番20号																																																																																																																																
3 設 置 者	沼津市杉崎町11番20号 学校法人 沼津精華学園（理事長 秋鹿 研一）																																																																																																																																
4 目 的	全日制課程に行けない、行かない生徒たちに学びの場を提供するとともに、全日制課程を何らかの理由により転退学した生徒に、再度挑戦できる機会を提供するため、通信制課程を設置																																																																																																																																
5 開設の時期	令和6年4月1日																																																																																																																																
6 編 成 等	区分						收容定員																																																																																																																										
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						240人																																																																																																																										
7 職 員 組 織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="3">令和6年度</th> <th colspan="3">令和7年度</th> <th colspan="3">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 頭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護職員</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 医 等</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>										職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		教 頭	1			1			1			教 諭	1	6		1	6		1	6		養護教諭		1			1			1		養護職員	(1)			(1)			(1)			事 務 長		1			1			1		事務職員			2			2			2	スクールカウンセラー		1			1			1		校 医 等		5			5			5		計	2	15	2	2	15	2	2	15	2
	職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度																																																																																																																									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																							
	校 長		1			1			1																																																																																																																								
	教 頭	1			1			1																																																																																																																									
	教 諭	1	6		1	6		1	6																																																																																																																								
	養護教諭		1			1			1																																																																																																																								
	養護職員	(1)			(1)			(1)																																																																																																																									
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																								
	事務職員			2			2			2																																																																																																																							
	スクールカウンセラー		1			1			1																																																																																																																								
	校 医 等		5			5			5																																																																																																																								
計	2	15	2	2	15	2	2	15	2																																																																																																																								
◆基準：高等学校通信教育規程（第5～6条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第5条）																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教諭等</td> <td>收容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)</td> </tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td> <td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>收容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）</td> </tr> </tbody> </table>										項目	要件	教諭等	收容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）	事務職員	收容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）																																																																																																																
項目	要件																																																																																																																																
教諭等	收容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)																																																																																																																																
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																
事務職員	收容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）																																																																																																																																

施設名	面積等 (専用・共用含む)		備考
	室数	面積 (㎡)	
校地		24,228.78	自己所有
校舎		7,480.00	
屋外運動場		9,087.00	
その他		7,661.78	
校舎等		9,791.41	自己所有
校舎		7,662.36	
普通教室	12 室	376.38	専用10室(238.06㎡)、共用2室(138.32㎡)
特別教室	20 室	1,703.66	
準備室	8 室	268.66	
校長室	1 室	38.64	
職員室	5 室	276.64	専用1室(36.41㎡)、共用4室(240.23㎡)
事務室	6 室	159.96	専用1室(20.66㎡)、共用5室(139.30㎡)
図書室	1 室	213.53	
保健室	2 室	81.78	専用1室(4.50㎡)、共用1室(77.28㎡)
その他		4,543.11	
屋内運動場		2,129.05	

※施設等は、一部を除き全日制課程と共用

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）
私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条、第9条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、負担付き又は借用であってはならない ・ただし、校地は、教育上支障がなく、かつ、20年以上の賃借権を取得し、これを登記する等将来にわたり安定的に使用できる場合は、この限りではない
校舎	<p>(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、図書室、保健室を兼用できる。 <p>(2) 普通教室の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時に面接指導を受ける生徒数 9人～40人×1.5㎡+5㎡=18.5～65㎡以上 <p>(3) 図書の閲覧場所の面積 65㎡以上</p>
屋内運動場	<p>(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地</p> <p>(2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設</p> <p>(3) 面積 1,589㎡以上</p> <p>特別な事情があり、教育上支障がない場合、600㎡以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）</p>

8 施設等の状況

第3号議案 飛龍高等学校の通信制課程の設置認可について

1 名 称	飛龍高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																																																																																																																																										
2 位 置	沼津市東熊堂字柳ヶ坪491番地																																																																																																																																										
3 設 置 者	沼津市東熊堂字柳ヶ坪491番地 学校法人 沼津学園（理事長 杉山 盛雄）																																																																																																																																										
4 目 的	本学園においても、退学や進路変更を余儀なくされる生徒が多い中、生徒一人一人にあった学び方を選択できるように、広く学びの機会を確保するため、通信制課程を設置																																																																																																																																										
5 開設の時期	令和6年4月1日																																																																																																																																										
6 編 成 等	区分						収容定員																																																																																																																																				
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						120人																																																																																																																																				
7 職 員 組 織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="3">令和6年度</th> <th colspan="3">令和7年度</th> <th colspan="3">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副 校 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 頭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤講師</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護職員</td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 医 等</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>30</td> <td></td> <td>5</td> <td>30</td> <td></td> <td>5</td> <td>30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		副 校 長		1			1			1		教 頭	1			1			1			教 諭	4	12		4	12		4	12		常勤講師		5			5			5		養護教諭		1			1			1		養護職員	(1)			(1)			(1)			事 務 長		1			1			1		事務職員		2			2			2		校 医 等		7			7			7		計	5	30		5	30		5	30	
	職 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度																																																																																																																																			
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																	
	校 長		1			1			1																																																																																																																																		
	副 校 長		1			1			1																																																																																																																																		
	教 頭	1			1			1																																																																																																																																			
	教 諭	4	12		4	12		4	12																																																																																																																																		
	常勤講師		5			5			5																																																																																																																																		
	養護教諭		1			1			1																																																																																																																																		
	養護職員	(1)			(1)			(1)																																																																																																																																			
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																																		
	事務職員		2			2			2																																																																																																																																		
校 医 等		7			7			7																																																																																																																																			
計	5	30		5	30		5	30																																																																																																																																			
◆基準：高等学校通信教育規程（第5～6条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第5条）																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教諭等</td> <td>収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)</td> </tr> <tr> <td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td> <td>1人以上（他の職を兼ねても可）</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）</td> </tr> </tbody> </table>										項目	要件	教諭等	収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）	事務職員	収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）																																																																																																																										
項目	要件																																																																																																																																										
教諭等	収容定員240人以下：9人以上 全日制課程併置で4人減可：5人以上 (5人を超えた者は、教育上支障がない場合、常勤講師でも可)																																																																																																																																										
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																										
事務職員	収容定員240人以下：3人以上（うち1人事務長）																																																																																																																																										

8 施設等の状況

施設名	面積等 (専用・共用含む)		備考
校地	63,730.00 m ²		自己所有 (一部借用)
校舎	18,643.00 m ²		
屋外運動場	39,142.00 m ²		
その他	5,945.00 m ²		うち借用 3,513 m ²
校舎等	21,283.16 m ²		自己所有
校舎	16,347.10 m ²		
普通教室	55 室	3,814.15 m ²	
特別教室	24 室	5,274.75 m ²	
準備室	7 室	464.58 m ²	
校長室	1 室	35.10 m ²	
職員室	3 室	478.26 m ²	専用1室 (35.10 m ²)、共用2室 (443.16 m ²)
事務室	1 室	139.92 m ²	
図書室	1 室	227.72 m ²	
保健室	1 室	69.80 m ²	
その他		5,842.82 m ²	
屋内運動場		4,936.06 m ²	

※施設等は、一部を除き全日制課程と共用

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条、第9条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、負担付き又は借用であってはならない ・ただし、校地は、教育上支障がなく、かつ、20年以上の賃借権を取得し、これを登記する等将来にわたり安定的に使用できる場合は、この限りではない
校舎	<p>(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、図書室、保健室を兼用できる。 <p>(2) 普通教室の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時に面接指導を受ける生徒数 20人×1.5m²+5m²=35m²以上 <p>(3) 図書の閲覧場所の面積 65m²以上</p>
屋内運動場	<p>(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地</p> <p>(2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設</p> <p>(3) 面積 1,589m²以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m²以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）</p>

第4号議案 浜松学芸高等学校の探究創造科の設置認可について

1 名 称	浜松学芸高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																																																																							
2 位 置	浜松市中央区下池川町34番3号																																																																							
3 設 置 者	浜松市中央区下池川町34番3号 学校法人 信愛学園（理事長 服部 泰啓）																																																																							
4 目 的	国の普通科改革により、普通教育を主とする学科として、地域社会学科等の設置が可能となったことから、普通科の「地域創造コース」「科学創造コース」を融合した新学科（探究創造科）を設置																																																																							
5 開設の時期	令和6年4月1日																																																																							
6 編 成 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="2">変更前 (R5)</th> <th colspan="2">変更後 (R8)</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>256人</td> <td>768人 <814人></td> <td>196人</td> <td>588人</td> </tr> <tr> <td>探究創造科</td> <td></td> <td></td> <td>60人</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>芸術科</td> <td>70人</td> <td>210人 <168人></td> <td>70人</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>326人</td> <td>978人 <982人></td> <td>326人</td> <td>978人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">< >内は令和5年5月1日の実員</p> <p><変更後の各学年の学級数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>普通科</th> <th>探究創造科</th> <th>芸術科</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級数</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>196人</td> <td>60人</td> <td>70人</td> <td>326人</td> </tr> </tbody> </table> <p><令和6年度から令和8年度の定員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>708人</td> <td>648人</td> <td>588人</td> </tr> <tr> <td>探究創造科</td> <td>60人</td> <td>120人</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>芸術科</td> <td>210人</td> <td>210人</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>978人</td> <td>978人</td> <td>978人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆基準：高等学校設置基準（第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業を受ける生徒数</td> <td>1学級の生徒数は40人以下であること</td> </tr> </tbody> </table>				学 科	変更前 (R5)		変更後 (R8)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通科	256人	768人 <814人>	196人	588人	探究創造科			60人	180人	芸術科	70人	210人 <168人>	70人	210人	計	326人	978人 <982人>	326人	978人	学科	普通科	探究創造科	芸術科	合計	学級数	5	2	2	9	生徒数	196人	60人	70人	326人	学 科	令和6年度	令和7年度	令和8年度	普通科	708人	648人	588人	探究創造科	60人	120人	180人	芸術科	210人	210人	210人	計	978人	978人	978人	項目	要件	授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること
	学 科	変更前 (R5)		変更後 (R8)																																																																				
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																																																			
	普通科	256人	768人 <814人>	196人	588人																																																																			
	探究創造科			60人	180人																																																																			
	芸術科	70人	210人 <168人>	70人	210人																																																																			
	計	326人	978人 <982人>	326人	978人																																																																			
	学科	普通科	探究創造科	芸術科	合計																																																																			
	学級数	5	2	2	9																																																																			
	生徒数	196人	60人	70人	326人																																																																			
学 科	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																					
普通科	708人	648人	588人																																																																					
探究創造科	60人	120人	180人																																																																					
芸術科	210人	210人	210人																																																																					
計	978人	978人	978人																																																																					
項目	要件																																																																							
授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること																																																																							

7 職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="3">変更前 (R5)</th> <th colspan="3">変更後 (R8)</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>49</td> <td>5</td> <td></td> <td>48</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>8</td> <td></td> <td>34</td> <td>8</td> <td></td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>免許状を要しない 非常勤講師</td> <td></td> <td></td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>校医等</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>59</td> <td>16</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>15</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>							職名	変更前 (R5)			変更後 (R8)			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校長	1			1			副校長		2			2		教頭		2		2			教諭	49	5		48	4		養護教諭	1	1	1	1	1		講師	8		34	8		37	免許状を要しない 非常勤講師			15			15	事務職員		6	2		6	2	校医等			3			3	計	59	16	55	58	15	57
	職名	変更前 (R5)			変更後 (R8)																																																																																					
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																			
	校長	1			1																																																																																					
	副校長		2			2																																																																																				
	教頭		2		2																																																																																					
	教諭	49	5		48	4																																																																																				
	養護教諭	1	1	1	1	1																																																																																				
	講師	8		34	8		37																																																																																			
	免許状を要しない 非常勤講師			15			15																																																																																			
事務職員		6	2		6	2																																																																																				
校医等			3			3																																																																																				
計	59	16	55	58	15	57																																																																																				
<p>◆基準：高等学校設置基準（第8～11条） 私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教頭及び教諭の数</td> <td>47人以上</td> <td>生徒数 360人超 (生徒数=978)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18</td> </tr> </tbody> </table>							項目	要件	備考	教頭及び教諭の数	47人以上	生徒数 360人超 (生徒数=978)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18																																																																														
項目	要件	備考																																																																																								
教頭及び教諭の数	47人以上	生徒数 360人超 (生徒数=978)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18																																																																																								
8 施設等の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="4">面積等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">変更前 (R5)</th> <th colspan="2">変更後 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">校地</td> <td rowspan="2">校地 (屋外運動場)</td> <td colspan="2">43,861 m²</td> <td colspan="2">43,861 m²</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(23,475 m²)</td> <td colspan="2">(23,475 m²)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">校舎等</td> <td>普通教室</td> <td>36 室</td> <td>2,381 m²</td> <td>48 室</td> <td>3,152 m²</td> <td rowspan="9">新校舎 分増</td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>54 室</td> <td>2,767 m²</td> <td>77 室</td> <td>3,892 m²</td> </tr> <tr> <td>校長室</td> <td>1 室</td> <td>67 m²</td> <td>1 室</td> <td>67 m²</td> </tr> <tr> <td>職員室</td> <td>5 室</td> <td>363 m²</td> <td>6 室</td> <td>776 m²</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>1 室</td> <td>68 m²</td> <td>1 室</td> <td>68 m²</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>4 室</td> <td>216 m²</td> <td>4 室</td> <td>216 m²</td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>1 室</td> <td>88 m²</td> <td>1 室</td> <td>88 m²</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>9,681 m²</td> <td></td> <td>13,117 m²</td> </tr> <tr> <td>校舎計</td> <td></td> <td>15,631 m²</td> <td></td> <td>21,376 m²</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>2 室</td> <td>1,539 m²</td> <td>2 室</td> <td>1,539 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17,170 m²</td> <td></td> <td>22,915 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区分	施設名	面積等				備考	変更前 (R5)		変更後 (R8)		校地	校地 (屋外運動場)	43,861 m ²		43,861 m ²			(23,475 m ²)		(23,475 m ²)		校舎等	普通教室	36 室	2,381 m ²	48 室	3,152 m ²	新校舎 分増	特別教室	54 室	2,767 m ²	77 室	3,892 m ²	校長室	1 室	67 m ²	1 室	67 m ²	職員室	5 室	363 m ²	6 室	776 m ²	事務室	1 室	68 m ²	1 室	68 m ²	図書室	4 室	216 m ²	4 室	216 m ²	保健室	1 室	88 m ²	1 室	88 m ²	その他		9,681 m ²		13,117 m ²	校舎計		15,631 m ²		21,376 m ²	屋内運動場	2 室	1,539 m ²	2 室	1,539 m ²		計		17,170 m ²		22,915 m ²			
	区分	施設名	面積等				備考																																																																																			
			変更前 (R5)		変更後 (R8)																																																																																					
	校地	校地 (屋外運動場)	43,861 m ²		43,861 m ²																																																																																					
			(23,475 m ²)		(23,475 m ²)																																																																																					
	校舎等	普通教室	36 室	2,381 m ²	48 室	3,152 m ²	新校舎 分増																																																																																			
		特別教室	54 室	2,767 m ²	77 室	3,892 m ²																																																																																				
		校長室	1 室	67 m ²	1 室	67 m ²																																																																																				
		職員室	5 室	363 m ²	6 室	776 m ²																																																																																				
		事務室	1 室	68 m ²	1 室	68 m ²																																																																																				
図書室		4 室	216 m ²	4 室	216 m ²																																																																																					
保健室		1 室	88 m ²	1 室	88 m ²																																																																																					
その他			9,681 m ²		13,117 m ²																																																																																					
校舎計			15,631 m ²		21,376 m ²																																																																																					
屋内運動場	2 室	1,539 m ²	2 室	1,539 m ²																																																																																						
計		17,170 m ²		22,915 m ²																																																																																						
<p>◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎</td> <td>5,352 m²以上</td> <td>「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(978-480)」</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>8,400 m²以上</td> <td>屋内・屋外</td> </tr> </tbody> </table>							項目	要件	備考	校舎	5,352 m ² 以上	「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(978-480)」	運動場	8,400 m ² 以上	屋内・屋外																																																																											
項目	要件	備考																																																																																								
校舎	5,352 m ² 以上	「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(978-480)」																																																																																								
運動場	8,400 m ² 以上	屋内・屋外																																																																																								

第5号議案 浜松聖星高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	浜松聖星高等学校（昭和31年1月31日設置認可）																		
2 位 置	浜松市中央区蛸塚三丁目14番1号																		
3 設 置 者	浜松市中央区蛸塚三丁目14番1号 学校法人浜松海の星学院（理事長 北脇 保之）																		
4 変更の理由	特色ある先進的な教育（国際教養教育、理数教育）を推進するとともに、安定的経営のための財務基盤の強化を図るため収容定員を増員																		
5 変更の時期	令和6年4月1日																		
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="2">変更前(R5)</th> <th colspan="2">変更後(R8)</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>200人</td> <td>600人 <695人></td> <td>240人</td> <td>720人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">< >内は令和5年5月1日の実員</p>				学 科	変更前(R5)		変更後(R8)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通科	200人	600人 <695人>	240人	720人	
	学 科	変更前(R5)		変更後(R8)															
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員														
	普通科	200人	600人 <695人>	240人	720人														
	<p><令和6年度から令和8年度までの定員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>640人（240人）</td> <td>680人（240人）</td> <td>720人（240人）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ ）内は入学定員</p>				学 科	令和6年度	令和7年度	令和8年度	普通科	640人（240人）	680人（240人）	720人（240人）							
	学 科	令和6年度	令和7年度	令和8年度															
	普通科	640人（240人）	680人（240人）	720人（240人）															
	<p><変更後の各学年の学級数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>理数</th> <th>特進</th> <th>進学</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>40人</td> <td>80人</td> <td>120人</td> <td>240人</td> </tr> </tbody> </table>				コース	理数	特進	進学	合計	学級数	1	2	3	6	生徒数	40人	80人	120人	240人
	コース	理数	特進	進学	合計														
	学級数	1	2	3	6														
生徒数	40人	80人	120人	240人															
<p>◆基準：高等学校設置基準（第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業を受ける生徒数</td> <td>1学級の生徒数は40人以下であること</td> </tr> </tbody> </table>				項目	要件	授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること												
項目	要件																		
授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること																		

7 職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="3">変更前 (R5)</th> <th colspan="3">変更後 (R8)</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td>31</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>7</td> <td></td> <td>14</td> <td>※5</td> <td></td> <td>※17</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習助手</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>校医等</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>43</td> <td></td> <td>26</td> <td>46</td> <td></td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※講師を教諭に換算すると10人相当（担当時間数 週215時間÷20時間） 教諭等の数は、合計43人（教頭2＋教諭31＋講師10）</p> <p>◆基準：高等学校設置基準（第8～11条） 私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教頭及び教諭の数</td> <td>34人以上</td> <td>生徒数 360人超 (生徒数=720)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18</td> </tr> </tbody> </table>	職名	変更前 (R5)			変更後 (R8)			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校長	1			1			教頭	2			2			教諭	26			31			講師	7		14	※5		※17	養護教諭	1			1			実習助手			1			2	事務職員	6		1	6		1	用務員			3			3	校医等			7			7	計	43		26	46		30	項目	要件	備考	教頭及び教諭の数	34人以上	生徒数 360人超 (生徒数=720)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18																					
	職名		変更前 (R5)			変更後 (R8)																																																																																																									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																								
	校長	1			1																																																																																																										
	教頭	2			2																																																																																																										
	教諭	26			31																																																																																																										
	講師	7		14	※5		※17																																																																																																								
	養護教諭	1			1																																																																																																										
	実習助手			1			2																																																																																																								
	事務職員	6		1	6		1																																																																																																								
用務員			3			3																																																																																																									
校医等			7			7																																																																																																									
計	43		26	46		30																																																																																																									
項目	要件	備考																																																																																																													
教頭及び教諭の数	34人以上	生徒数 360人超 (生徒数=720)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18																																																																																																													
8 施設等の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="4">面積等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">変更前 (R5)</th> <th colspan="2">変更後 (R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">校地</td> <td rowspan="2">校地 (屋外運動場)</td> <td colspan="2">30,958 m²</td> <td colspan="2">30,958 m²</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6,549 m²)</td> <td colspan="2">(6,549 m²)</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">校舎等</td> <td>普通教室</td> <td>21室</td> <td>1,459 m²</td> <td>21室</td> <td>1,459 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>15室</td> <td>1,406 m²</td> <td>15室</td> <td>1,406 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備室</td> <td>11室</td> <td>311 m²</td> <td>11室</td> <td>311 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校長室</td> <td>1室</td> <td>35 m²</td> <td>1室</td> <td>35 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員室</td> <td>1室</td> <td>191 m²</td> <td>1室</td> <td>191 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>1室</td> <td>64 m²</td> <td>1室</td> <td>64 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>1室</td> <td>285 m²</td> <td>1室</td> <td>285 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>1室</td> <td>104 m²</td> <td>1室</td> <td>104 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>5,709 m²</td> <td></td> <td>5,709 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎計</td> <td></td> <td>9,564 m²</td> <td></td> <td>9,564 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>2室</td> <td>2,692 m²</td> <td>2室</td> <td>2,692 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>311 m²</td> <td></td> <td>311 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>12,567 m²</td> <td></td> <td>12,567 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎</td> <td>4,320 m²以上</td> <td>算定式：「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(720-480)」</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>8,400 m²以上</td> <td>屋内・屋外</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	面積等				備考	変更前 (R5)		変更後 (R8)		校地	校地 (屋外運動場)	30,958 m ²		30,958 m ²			(6,549 m ²)		(6,549 m ²)		校舎等	普通教室	21室	1,459 m ²	21室	1,459 m ²		特別教室	15室	1,406 m ²	15室	1,406 m ²		準備室	11室	311 m ²	11室	311 m ²		校長室	1室	35 m ²	1室	35 m ²		職員室	1室	191 m ²	1室	191 m ²		事務室	1室	64 m ²	1室	64 m ²		図書室	1室	285 m ²	1室	285 m ²		保健室	1室	104 m ²	1室	104 m ²		その他		5,709 m ²		5,709 m ²		校舎計		9,564 m ²		9,564 m ²		屋内運動場	2室	2,692 m ²	2室	2,692 m ²		その他		311 m ²		311 m ²		計		12,567 m ²		12,567 m ²		項目	要件	備考	校舎	4,320 m ² 以上	算定式：「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(720-480)」	運動場	8,400 m ² 以上	屋内・屋外
	区分			施設名	面積等				備考																																																																																																						
		変更前 (R5)			変更後 (R8)																																																																																																										
	校地	校地 (屋外運動場)	30,958 m ²		30,958 m ²																																																																																																										
			(6,549 m ²)		(6,549 m ²)																																																																																																										
	校舎等	普通教室	21室	1,459 m ²	21室	1,459 m ²																																																																																																									
		特別教室	15室	1,406 m ²	15室	1,406 m ²																																																																																																									
		準備室	11室	311 m ²	11室	311 m ²																																																																																																									
		校長室	1室	35 m ²	1室	35 m ²																																																																																																									
		職員室	1室	191 m ²	1室	191 m ²																																																																																																									
		事務室	1室	64 m ²	1室	64 m ²																																																																																																									
		図書室	1室	285 m ²	1室	285 m ²																																																																																																									
		保健室	1室	104 m ²	1室	104 m ²																																																																																																									
その他			5,709 m ²		5,709 m ²																																																																																																										
校舎計			9,564 m ²		9,564 m ²																																																																																																										
屋内運動場		2室	2,692 m ²	2室	2,692 m ²																																																																																																										
その他		311 m ²		311 m ²																																																																																																											
計		12,567 m ²		12,567 m ²																																																																																																											
項目	要件	備考																																																																																																													
校舎	4,320 m ² 以上	算定式：「3,360+4×(収容定員-480)」 「3,360+4×(720-480)」																																																																																																													
運動場	8,400 m ² 以上	屋内・屋外																																																																																																													

第6号議案 高洲幼稚園の廃止認可について

1 名 称	高洲幼稚園 (昭和30年7月25日設置認可)																														
2 位 置	静岡県藤枝市高柳2丁目6-1																														
3 設 置 者	学校法人高洲学園 (理事長 谷澤 靖策)																														
4 廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため																														
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																														
6 園児の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて受け入れる。																														
7 教職員の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて受け入れる。																														
8 指導要録等の保存方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて保存する。																														
9 園児数の推移	<p>各年度5月1日現在(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>64</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>61</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>45</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>72</td> <td>62</td> <td>49</td> <td>51</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>183</td> <td>162</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>151</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	3歳児	50	50	50	64	52	4歳児	61	50	51	45	55	5歳児	72	62	49	51	44	合計	183	162	150	160	151
	R1	R2	R3	R4	R5																										
3歳児	50	50	50	64	52																										
4歳児	61	50	51	45	55																										
5歳児	72	62	49	51	44																										
合計	183	162	150	160	151																										

第7号議案 榛原ふたば幼稚園の廃止認可について

1 名 称	榛原ふたば幼稚園 (昭和58年3月17日設置認可)				
2 位 置	静岡県牧之原市静波1698番68				
3 設 置 者	学校法人昭英学園 (理事長 増田 昭夫)				
4 廃止の理由	廃園のため				
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日				
6 園児の処置方法	令和3年4月から休園しており園児は不在				
7 教職員の処置方法	令和3年4月から休園しており教職員は不在				
8 指導要録等の保存方法	卒園後20年経過していない者については、県が卒園後20年までの間保存する				
9 園児数の推移	各年度5月1日現在(単位:人)				
	R1	R2	R3	R4	R5
3歳児	0	0	0	0	0
4歳児	5	0	0	0	0
5歳児	3	5	0	0	0
合計	8	5	0	0	0

第8号議案 学校法人昭英学園の解散認可について

1 名 称	学校法人昭英学園 (昭和58年3月17日設立認可)
2 所 在 地	静岡県牧之原市静波1698番68
3 代 表 者	理事長 増田 昭夫
4 解散の理由	令和3年3月31日をもって全園児が卒園し、休園 となっている榛原ふたば幼稚園を廃止するため (寄附行為第39条第1項第1号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	0円
7 残余財産の処分方法	なし

第9号議案 専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー静岡校の設置認可について

1 目的	本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、ペット業務に関する技術の習得並びに教養の向上を図り、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。																																									
2 名称	専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー静岡校																																									
3 位置	静岡市駿河区東静岡2丁目5番15号																																									
4 設置者	浜松市中央区北田町130番地の12 学校法人爽青会(理事長 中野 勤次郎)																																									
5 開設の時期	令和6年4月1日																																									
6 編成等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>昼夜</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専門課程 (文化・教養関係)</td> <td>動物看護師科</td> <td>昼</td> <td>3年</td> <td>40人</td> <td>120人</td> <td rowspan="4">高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者</td> </tr> <tr> <td>ペットエステ・トリミング科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>30人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>ドッグ・ウェルネス科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>30人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>動物海洋飼育・アクアリウム科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>40人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td>140人</td> <td>320人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						課程	学科	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	入学資格	専門課程 (文化・教養関係)	動物看護師科	昼	3年	40人	120人	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者	ペットエステ・トリミング科	昼	2年	30人	60人	ドッグ・ウェルネス科	昼	2年	30人	60人	動物海洋飼育・アクアリウム科	昼	2年	40人	80人	計				140人	320人	
	課程	学科	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	入学資格																																			
	専門課程 (文化・教養関係)	動物看護師科	昼	3年	40人	120人	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者																																			
		ペットエステ・トリミング科	昼	2年	30人	60人																																				
		ドッグ・ウェルネス科	昼	2年	30人	60人																																				
		動物海洋飼育・アクアリウム科	昼	2年	40人	80人																																				
	計				140人	320人																																				
	年間授業時数 920 単位時間以上 (1 単位時間 45 分)																																									
	◆ 学校教育法 第124条、第125条																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修業年限 1年以上</td> <td>動物看護師科(3年) ペットエステ・トリミング科、 ドッグ・ウェルネス科、動物海洋飼育・アクアリウム科(2年)</td> </tr> <tr> <td>各分野の課程ごと、定員40人以上</td> <td>320人</td> </tr> <tr> <td>入学資格(専門課程) 高等学校を修了又はこれに準ずる学力を有する者</td> <td>高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者</td> </tr> </tbody> </table>						基準	内容	修業年限 1年以上	動物看護師科(3年) ペットエステ・トリミング科、 ドッグ・ウェルネス科、動物海洋飼育・アクアリウム科(2年)	各分野の課程ごと、定員40人以上	320人	入学資格(専門課程) 高等学校を修了又はこれに準ずる学力を有する者	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者																												
基準	内容																																									
修業年限 1年以上	動物看護師科(3年) ペットエステ・トリミング科、 ドッグ・ウェルネス科、動物海洋飼育・アクアリウム科(2年)																																									
各分野の課程ごと、定員40人以上	320人																																									
入学資格(専門課程) 高等学校を修了又はこれに準ずる学力を有する者	高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者																																									
◆ 専修学校設置基準 第6条																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時に授業を行う生徒数40人以下</td> <td>1クラス40人</td> </tr> </tbody> </table>						基準	内容	同時に授業を行う生徒数40人以下	1クラス40人																																	
基準	内容																																									
同時に授業を行う生徒数40人以下	1クラス40人																																									
◆ 専修学校設置基準 第9条、第16条第1項																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業の1単位時間 50分(45分も可)</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>授業時数 年間800単位時間以上</td> <td>920単位時間以上</td> </tr> </tbody> </table>						基準	内容	授業の1単位時間 50分(45分も可)	45分	授業時数 年間800単位時間以上	920単位時間以上																															
基準	内容																																									
授業の1単位時間 50分(45分も可)	45分																																									
授業時数 年間800単位時間以上	920単位時間以上																																									

7 職員組織

(開設年度：令和6年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
教員	7	1		8
講師			16	16
実習助手	1		1	2
事務職員	6			6
校医			1	1
合計	15	1	18	34

(令和7年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
教員	9	1		10
講師			28	28
実習助手	2			2
事務職員	6			6
校医			1	1
合計	18	1	29	48

(完成年度：令和8年度)

職名	専任	兼任	非常勤	合計
校長	1			1
教員	11	1		12
講師			30	30
実習助手	2			2
事務職員	6			6
校医			1	1
合計	20	1	31	52

◆ 専修学校設置基準 第39条

基準		内容
教員数	令和6年度 5人以上 $(3 + (140 - 80) \div 40 \approx 5)$	25人
	令和7年度 8人以上 $(6 + (280 - 200) \div 50 \approx 8)$	39人
	令和8年度 9人以上 $(6 + (320 - 200) \div 50 \approx 9)$	43人
専任の教員数	令和6年度 3人以上	8人
	令和7年度 4人以上	10人
	令和8年度 5人以上	12人

8 施設等の状況

区分	内訳			形態	資金計画	
					金額（千円）	
校地	校舎敷地			756.66 m ²	自己所有	540,000 千円 （自己資金）
	その他の校地			463.87 m ²		
	合計			1,220.53 m ²		
校舎	鉄骨造 6階建 1棟	普通教室	10室	631.69 m ²	自己所有	1,100,000 千円 （自己資金 570,000 千円、 借入金 530,000 千円）
		特別教室	10室	562.57 m ²		
		飼育室	6室	255.54 m ²		
		理事長・役員室	1室	30.25 m ²		
		役員応接室	1室	22.00 m ²		
		職員室	1室	89.92 m ²		
		図書室	1室	12.42 m ²		
		保健室	1室	9.44 m ²		
		物置・倉庫	2室	12.61 m ²		
		サーバー室	1室	6.34 m ²		
		面談室	1室	9.10 m ²		
		就職サロン	1室	18.13 m ²		
		その他（廊下、階段等）		761.94 m ²		
		計		2,421.95 m ²		
機器備品等	校具、教具、図書等			一式	自己所有	135,000 千円 （自己資金）

◆ 県専修学校設置認可等審査基準 第8条、第9条、第10条

基準	内容
校地、校舎、設備は、負担付き、借用であってはならない。	自己所有

◆ 専修学校設置基準 第46条、第49条

基準	内容
目的、生徒数又は課程に応じ 教室、教員室、事務室、その他必要な附帯施設を備えること。	教室 10室 特別教室 10室 職員室、図書室等
必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	施設・設備調書のとおり

◆ 専修学校設置基準 第47条

基準	内容
校舎面積 900 m ² 以上 ※ $200 + 2.5 \times (320 - 40) = 900 \text{ m}^2$	2,421.95 m ²

◆ 県専修学校設置認可等審査基準 第12条（設置に係る資金）

基準	内容
借入先：基準で定める団体又は銀行、信用金庫等	信用金庫
借入額：学校の総負債額が学校の総資産額の1/3（33.3%）以内 ※ $1,775,000 \text{ 千円} \times 1/3 \div 591,667 \text{ 千円}$	借入金 530,000 千円
償還額：各年度の年間事業活動収入の20%以内 R6 27,292 千円、R7 57,791 千円、R8 74,549 千円	R6 22,650 千円、R7 42,550 千円、 R8 42,400 千円

第 10 号議案 静岡デザイン専門学校の目的変更認可について

1 名 称	静岡デザイン専門学校 (昭和 51 年 3 月 30 日設置認可 校長 久保田 香里)																																																															
2 位 置	静岡市葵区鷹匠 2 丁目 19 番 15 号 ※令和 6 年 4 月に下記住所へ移転予定 静岡市葵区伝馬町 30 番・静岡市葵区御幸町 20 番																																																															
3 設 置 者	静岡市葵区相生町 12 番 18 号 学校法人静岡理工科大学 (理事長 杉浦 哲)																																																															
4 目 的	<p><変更前> 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、服装並びにデザイン業務に関する知識・技能を授けるとともに一般教養を高め、有能な職業人、社会人を育成することを目的とする。</p> <p><変更後> 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、服装、美容並びにデザイン業務に関する知識・技能を授けるとともに一般教養を高め、有能な職業人、社会人を育成することを目的とする。</p>																																																															
5 課 程 及 び 分 野	<p><変更前> 専門課程 服飾・家政分野 専門課程 文化・教養分野</p> <p><変更後> 専門課程 服飾・家政分野 専門課程 文化・教養分野 専門課程 衛生分野</p>																																																															
6 変更の理由	衛生分野の新設 (美容科及びヘアメイク科) のため																																																															
7 変更の時期	令和 6 年 4 月 1 日																																																															
8 編 成 等	<p><変更前></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>分野</th> <th>学 科</th> <th>昼夜 区分</th> <th>修業 年限</th> <th>入学 定員</th> <th>総定員</th> <th>入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門</td> <td rowspan="3">服飾・ 家政</td> <td>ファッションビジネス科</td> <td>昼</td> <td>2 年</td> <td>20 人</td> <td>40 人</td> <td rowspan="7">高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者</td> </tr> <tr> <td>ファッションデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3 年</td> <td>20 人</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td>ブライダル・ビューティー科</td> <td>昼</td> <td>2 年</td> <td>30 人</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門</td> <td rowspan="4">文化・ 教養</td> <td>グラフィックデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3 年</td> <td>60 人</td> <td>180 人</td> </tr> <tr> <td>プロダクトデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3 年</td> <td>20 人</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td>インテリアデザイン科</td> <td>昼</td> <td>3 年</td> <td>20 人</td> <td>60 人</td> </tr> <tr> <td>フラワーデザイン科</td> <td>昼</td> <td>2 年</td> <td>20 人</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td colspan="5">合 計</td> <td>190 人</td> <td>500 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格	専門	服飾・ 家政	ファッションビジネス科	昼	2 年	20 人	40 人	高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者	ファッションデザイン科	昼	3 年	20 人	60 人	ブライダル・ビューティー科	昼	2 年	30 人	60 人	専門	文化・ 教養	グラフィックデザイン科	昼	3 年	60 人	180 人	プロダクトデザイン科	昼	3 年	20 人	60 人	インテリアデザイン科	昼	3 年	20 人	60 人	フラワーデザイン科	昼	2 年	20 人	40 人	合 計					190 人	500 人	
課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格																																																									
専門	服飾・ 家政	ファッションビジネス科	昼	2 年	20 人	40 人	高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者																																																									
		ファッションデザイン科	昼	3 年	20 人	60 人																																																										
		ブライダル・ビューティー科	昼	2 年	30 人	60 人																																																										
専門	文化・ 教養	グラフィックデザイン科	昼	3 年	60 人	180 人																																																										
		プロダクトデザイン科	昼	3 年	20 人	60 人																																																										
		インテリアデザイン科	昼	3 年	20 人	60 人																																																										
		フラワーデザイン科	昼	2 年	20 人	40 人																																																										
合 計					190 人	500 人																																																										

＜変更後＞ 衛生分野の学科設置のほか、他学科も再編を実施

課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格
専門	服飾・ 家政	ファッションビジネス科	昼	2年	30人	60人	高等学校を 卒業した者 又はこれと 同等以上の 者
		ファッションデザイン科	昼	3年	20人	60人	
		トータルビューティー科	昼	2年	20人	40人	
	文化・ 教養	グラフィックデザイン科	昼	3年	60人	180人	
		プロダクトデザイン科	昼	3年	20人	60人	
		インテリア・空間デザイン科	昼	3年	20人	60人	
		フラワーデザイン科	昼	2年	20人	40人	
	衛生	CGデザイン科	昼	3年	40人	120人	
		美容科	昼	2年	30人	60人	
		ヘアメイク科	昼	2年	30人	60人	
合 計					290人	740人	

◆ 学校教育法 第124条、第125条

基準	内容
修業年限 1年以上	2年制もしくは3年制
各分野の課程ごと、定員40人以上	衛生分野120人
入学資格（専門課程） 高等学校卒業程度	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者

◆ 専修学校設置基準 第6条

基準	内容
同時に授業を行う生徒数40人以下	美容科 30人/クラス、 ヘアメイク科 30人/クラス

◆ 専修学校設置基準 第9条、第16条第1項

基準	内容
1単位時間 50分（45分も可）	45分
授業時数 年間800単位時間以上	美容科、ヘアメイク科990単位時間以上

9 職員組織

（単位：人）

区 分	令和5年度			令和6年度 (1年目)			令和7年度 (2年目)			令和8年度 (完成年度3年目)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1			1			1		
副 校 長	1			1			1			1		
教 員	25			28			29			29		
（衛生分野）				(5)			(5)			(5)		
講 師			133			143			154			158
（衛生分野）						(10)			(13)			(13)
事務職員	10	1	1	10	1	1	10	1	1	10	1	1
校 医 等			1			1			1			1
計	37	1	135	40	1	145	41	1	156	41	1	160

◆ 専修学校設置基準 第39条

基準（衛生分野）		内容
教員 数	令和6年度 3人以上、うち専任教員3人以上	15人、専任5人
	令和7年度 4人以上、うち専任教員3人以上	18人、専任5人
	令和8年度 4人以上、うち専任教員3人以上	18人、専任5人

10 施設等の状況

区 分		変更前（現校舎）		変更後（新校舎）			
校地	校舎敷地	自己所有	1,191.86 m ²	2,003.90 m ²			
		借 地	0 m ²	0 m ²			
	その他校地	自己所有	0 m ²	0 m ²			
		借 地	0 m ²	0 m ²			
計			1,191.86 m ²	2,003.90 m ²			
校舎	鉄骨造 地下1階 地上15階 [学校] 4~10階	自己所有	普通教室	16室	1,324.65 m ²	12室	729.55 m ²
			特別教室	7室	437.55 m ²	27室	2,287.52 m ²
			校長室	1室	19.38 m ²	1室	30.60 m ²
			職員室・事務室	2室	119.50 m ²	1室	255.86 m ²
			応接室	-	-	2室	34.90 m ²
			図書コーナー	-	-	1室	150.68 m ²
			保健室	1室	11.20 m ²	2室	17.10 m ²
			ホール	1室	104.69 m ²	11室	568.06 m ²
			倉庫	5室	26.08 m ²	18室	403.88 m ²
			その他室	5室	114.88 m ²	7室	137.86 m ²
			廊下その他	-	660.40 m ²	-	2,306.58 m ²
合 計			2,818.33 m ²	6,922.59 m ²			

※令和6年4月に新校舎へ移転予定

◆ 専修学校設置基準 第46条、第49条

基準		内容
目的、生徒数又は課程に応じ	教室、教員室、事務室、その他必要な附帯施設を備えること。	教 室 12室 特別教室 27室 教職員室 1室ほか
	必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	施設・設備調書のとおり

◆ 専修学校設置基準 第47条

基準	内容
校舎面積 2,130 m ² 以上	6,922.59 m ²

第 11 号議案 静岡新美容専門学校の廃止認可について

1 名 称	静岡新美容専門学校 (平成 19 年 3 月 27 日設置認可)							
2 位 置	磐田市中泉 1694 番地							
3 設 置 者	磐田市中泉 1694 番地 学校法人染葉学園 (理事長 高浜 三紀代)							
4 廃止の理由	学生数の減少が続き、今後の増加も見込めないため							
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日							
6 生徒の処置方法	現在、在籍者なし							
7 教職員の処置方法	同一法人が運営する東海文化高等専修学校へ配置転換							
8 指導要録等の保存方法	同一法人が運営する東海文化高等専修学校で保管							
9 生徒数の推移	(各年度 5 月 1 日現在、単位：人)							
	課程	学科	定員	R1	R2	R3	R4	R5
	専門	美容学科	80	0	0	0	0	0
	高等	美容学科	40	3	6	3	4	0
	合計		120	3	6	3	4	0
※令和 5 年度より募集停止								

第 12 号議案 国際マネジメント&ケア専門学校の廃止認可について

1 名 称	国際マネジメント&ケア専門学校 (昭和 57 年 12 月 22 日設置認可)						
2 位 置	沼津市高島本町 12 番 22 号						
3 設 置 者	沼津市高島本町 12 番 22 号 学校法人エヌ・アイ・エス学園 (理事長 植田 敏司)						
4 廃止の理由	学生数の減少が続き、今後の増加も見込めないため						
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日						
6 生徒の処置方法	現在、在籍者なし						
7 教職員の処置方法	全員退職済み						
8 指導要録等の保存方法	設置者が代表取締役となる株式会社で保管						
9 生徒数の推移	(各年度 5 月 1 日現在、単位 : 人)						
	学科名	定員	R1	R2	R3	R4	R5
	介護福祉科	70	0	0	0	0	0
	パソコン ビジネス学科	80	0	0	0	0	0
	合計	150	0	0	0	0	0
※平成 27 年度より在籍者なし							

第 13 号議案 学校法人エヌ・アイ・エス学園の解散認可について

1 名 称	学校法人エヌ・アイ・エス学園 (平成 3 年 12 月 26 日設立認可)
2 所 在 地	沼津市高島本町 12 番 22 号
3 代 表 者	理事長 植田 敏司
4 解散の理由	平成 27 年 3 月 31 日をもって全学生が卒業し休校 となっている国際マネジメント&ケア専門学校を廃 止するため (寄附行為第 39 条第 1 項第 1 号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	0 円
7 残余財産の処分方法	なし